

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	高知県四万十町

四万十町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 四万十町農林水産課
所在地 高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号
電話番号 0880-22-3113
F A X 番号 0880-22-5040
メールアドレス 107030@town.shimanto.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高知県四万十町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	545.3万円、5.25ha
	果樹	4.0万円、0.5ha
	薬草類	35.0万円、0.05ha
	野菜類	36.4万円、0.01ha
シカ	果樹	1.0万円、0.01ha
	野菜類	40万円、1.5ha
サル	野菜類	1.4万円、0.1ha
	果樹	51万円、1.55ha
カワウ	川魚	108万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

町内全域に生息しており、年間を通して町内全域で水稲をはじめ農作物被害など多岐にわたり畦畔や水路を壊すといった被害も発生している。また、住宅の庭先まで出没し掘り返しの被害も発生している。

【シカ】

主に大正地域、十和地域に多く生息していたが、近年は窪川地域での捕獲も増えており生息域が拡大している。野菜類への食害、踏み荒しや植林・果樹の新芽の食害及び剥皮、椎茸の食害が発生している。

【サル】

主な生息域は、志和地区、大正中津川地区、古城地区であり、特に野菜類や果樹被害が多く発生している。志和地区においては、人馴れの進んだ個体が家屋に侵入するなど生活環境被害も発生している。

【カワウ】

被害は町内の河川地域全域に渡り、特に鮎・稚魚等を捕食し魚類の繁殖

への影響が懸念される。四万十川振興室からの情報によると、下津井地区で生息している。また町外・県外から飛来しているという情報もある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害金額	619.7万円	350万円
	被害面積	5.81ha	3.0ha
シカ	被害金額	41万円	20万円
	被害面積	1.51ha	0.5ha
サル	被害金額	52.4万円	20万円
	被害面積	1.65ha	0.5ha
カワウ	被害金額	108万円	70万円
	被害面積	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器、わなによる予察捕獲を実施している。 ・捕獲活動を支援するため、町単独で報償金を交付するとともに、国の緊急捕獲活動支援事業を実施している。 ・狩猟者の確保のため県事業を活用し、新規狩猟者に初心者講習会受講費、射撃教習受講費、狩猟免許取得に係る診断書料及び町単独事業で狩猟免許取得費の助成を行っている。 ・被害集落へ捕獲檻の助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃猟免許所持者の確保。 ・捕獲圧がかかっていない地区へ積極的な捕獲。

防護柵の設置等に関する取組	・県事業及び町単独事業、中山間直接支払交付金等を活用し侵入防止柵の整備を進めている。	・設置後の草刈り及び点検等維持管理。 ・設置途中で横断する道路、水路への対策
---------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会等と連携し銃器、わなによる捕獲対策を強化するとともに、地域の被害状況に合わせた防護柵設置による防除対策を図る。 ・ 四万十町森林整備計画に基づき幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等を林業団体と連携し林業被害対策を図る。 ・ 鳥獣被害対策専門員と連携し集落で被害防止対策の勉強会を開催し、収穫残渣や放任果樹除去等の集落環境の改善を進めていく。 ・ 必要に応じ中土佐町、四万十市と連携して捕獲活動を実施する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>予察捕獲計画に基づき、猟友会等が銃器、わなによる捕獲を実施。また、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を効果的に実施。なお、体制については、6の(3)のとおり。</p>

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル カワウ	・狩猟者の確保を図るため、初心者講習会、狩猟免許試験等の情報提供及び助成を行う。 ・捕獲技術向上のための研修会を行う。 ・被害集落へ捕獲檻の助成を行う。
令和6年度	イノシシ シカ サル カワウ	・狩猟者の確保を図るため、初心者講習会、狩猟免許試験等の情報提供及び助成を行う。 ・捕獲技術向上のための研修会を行う。 ・被害集落へ捕獲檻の助成を行う。
令和7年度	イノシシ シカ サル カワウ	・狩猟者の確保を図るため、初心者講習会、狩猟免許試験等の情報提供及び助成を行う。 ・捕獲技術向上のための研修会を行う。 ・被害集落へ捕獲檻の助成を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>有害捕獲実績を参考に以下のとおり設定する。</p> <p>【イノシシ】 令和元年度1,746頭、令和2年度1,323頭、令和3年度858頭となっている。令和4年度が1,760頭と大幅に増加しておりこれまでの実績を参考に1,400頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【シカ】 令和元年度1,313頭、令和2年度1,289頭、令和3年度1,294頭となっている。令和4年度が1,097頭と例年並みの捕獲数となっている。これまでの実績を参考に1,200頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【サル】 令和元年度8頭、令和2年度22頭、令和3年度8頭となっている。令和4年度が16頭の見込みであり例年並みの捕獲数となっている。捕獲対策を強化する必要があるため30頭の捕獲を目標とする。</p> <p>【カワウ】 令和元年度23羽、令和2年度30羽、令和3年度28羽となっている。令和4年度が28羽見込みとなっており例年並みの捕獲数となっている。捕獲対策を強化する必要があるため40羽の捕獲を目標とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,400	1,400	1,400
シカ	1,200	1,200	1,200
サル	30	30	30
カワウ	40	40	40

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
予察捕獲計画に基づき、銃器及びわなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃による捕獲は実施しない

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ サル	ワイヤーメッシュ柵、電気柵等 21.2km	ワイヤーメッシュ柵、電気柵等 9.1km	ワイヤーメッシュ柵、電気柵等 9.2km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策専門員と連携し集落ぐるみで勉強会を実施し野生鳥獣に強い集落になるよう体制の整備を行う。 ・侵入防止柵設置後の維持管理が重要なことから設置者に対し説明を行う。 ・関係機関と連携し情報交換を行い、被害関係者に対し情報提供を行う。
令和6年度	イノシシ シカ サル カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策専門員と連携し集落ぐるみで勉強会を実施し野生鳥獣に強い集落になるよう体制の整備を行う。 ・侵入防止柵設置後の維持管理が重要なことから設置者に対し説明を行う。 ・関係機関と連携し情報交換を行い、被害関係者に対し情報提供を行う。
令和7年度	イノシシ シカ サル カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策専門員と連携し集落ぐるみで勉強会を実施し野生鳥獣に強い集落になるよう体制の整備を行う。 ・侵入防止柵設置後の維持管理が重要なことから設置者に対し説明を行う。 ・関係機関と連携し情報交換を行い、被害関係者に対し情報提供を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

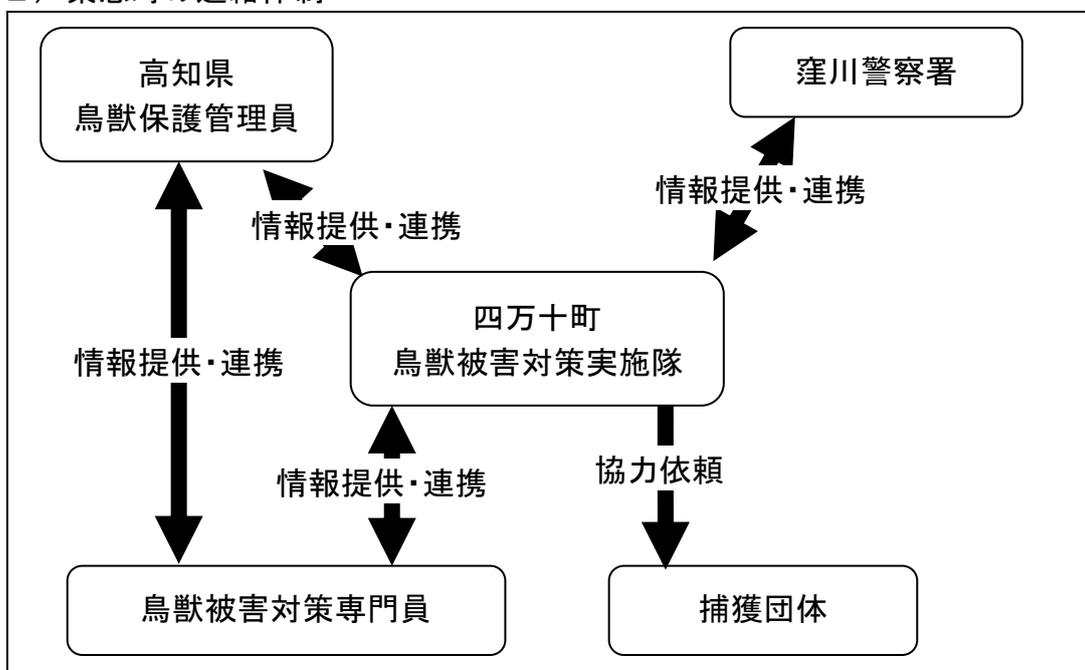
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
四万十町	現地調査、関係機関との連絡調整、情報収集及び提供、捕獲者への出動要請
捕獲団体	対象鳥獣の捕獲等

鳥獣保護管理員	情報提供、対象鳥獣の捕獲等
鳥獣被害対策実施隊	四万十町からの要請に基づき、対象鳥獣の捕獲等
窪川警察署	情報収集、町民の安全確保
高知県	情報収集及び提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	四万十町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
四万十町農林水産課	鳥獣被害防止計画の作成、協議会の運営事

	務
四万十町農業委員会	農地関連の情報提供
高知県農業協同組合	農業者からの被害等の情報収集、被害対策の技術指導、情報提供
高知県農業共済組合	農業者からの被害等の情報収集、鳥獣被害の共済関連の情報提供
高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所	情報提供、被害対策の技術的指導
四万十町窪川地域有害鳥獣対策協議会	窪川地域の被害状況等の情報提供
四万十町大正地域有害鳥獣対策協議会	大正地域の被害状況等の情報提供
四万十町十和地域有害鳥獣対策協議会	十和地域の被害状況等の情報提供
四万十町森林組合	森林被害の情報提供、被害対策の技術普及
高知県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する業務、有害鳥獣関連の情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県 鳥獣対策課	鳥獣被害関連の情報提供及び助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成 24 年 7 月 23 日設立
任 期：1 年
構 成：町職員、民間隊員（隊長 1 名、副隊長 1 名を置く）
実施隊が行う被害防止施策：対象鳥獣捕獲等

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高齢化による狩猟免許者の減少が懸念されることから、猟友会等と協議し後継者対策など育成に努める。また、被害防止対策に関する意識啓発のため、集落に対して勉強会を実施し、被害を軽減できる集落環境づくりの体制整備を推進する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は自家消費するか、捕獲者自身が埋設など適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

民間において処理加工施設の整備や捕獲した対象鳥獣の利活用に関する要望がある場合、捕獲者や関係機関と情報を共有し有効活用できるよう協議する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣が市街地へ出没した場合は、5の(2)の連絡体制に基づき迅速に対応する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。